# 小学校における食育推進の現状に関する研究 ~ 岡山県下の小学校の食育現状調査に基づいて~

## A QUESTIONNAIRE SURVEY INVESTIGATING THE PRESENT SITUATION IN THE FOOD EDUCATION PROGRAM AT ELEMENTARY SCHOOLS IN OKAYAMA PREFECTURE

## 近藤 光央 MITSUO KONDOU

### [1]緒言

わが国の社会構造が大きく変化していく中で、国民のライフスタイルの変化や価値観・ニーズが高度化・多様化し、食生活やこれを取り巻く環境が大きく変化した。また、多忙な生活を送る中で食に対する意識や理解が薄れ、毎日の食に対する意識が希薄になってきた。さらに加えて、生活のリズムや栄養のパランスの乱れ、肥満や生活習慣病の増加など、望ましい姿の健全な食生活が失われつつある¹。これら近年の状況下で、国民の食生活の改善や健全な食生活を実現するため「食育」の推進が国民的な課題となった。

対策を迫られた政府は、平成 16 年 3 月の第 159 国会に食育基本 法案を提出し、平成 17 年に食育基本法の成立に漕ぎつけた。さら に、平成 18 年 3 月には食育推進基本計画が制定され、ようやく食 育を推進する環境が整えられた。

食育基本法は、その目的を「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむために食育推進が緊要な課題であることから、食育に関し、基本理念を定め、国などの責務を明らかにし、食育に関する施策の基本を定め推進することで、健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与する」と謳っている

食育基本法の前文にあたる付則では、食育を「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」ことと定義している。また、食育の推進とは食をめぐる状況の変化に伴う様々な問題に対処し、その解決を目指した取り組みとした<sup>2</sup>。

食育基本法では、特に子どもに対する食育の重要性が強調されている。第5条では、子どもの食育における保護者、教育機関等の役割と、子どもの食育の推進に対する考え方が明記されている。食育推進基本計画の課題の一つには、子どもの食育における保護者・教育関係者などの役割が重要であるとされた。言うまでもなく子どもたちに健全な食生活を身につけるために、子どものころから食育を行うには、家庭や小学校での指導が重要となる。基本法が成立した平成17年には、栄養教諭の制度3が導入され、食に関する指導(学校における食育)の推進に中核的な役割が栄養教諭に任せられた。

栄養教諭制度は、まさに、基本法で強調された子どもたちへの食育を担う主役であり、基本法の理念を具体化する施策でもあった。

しかし、現実には栄養教諭の制度は出来たものの、栄養教諭として採用される人材はまだまだ少ない。しかも、配置数など各都道府県によって差があるのが現状である<sup>4</sup>。

栄養教諭制度と食育の関連については、青森県における栄養教諭のあり方に関する斎藤<sup>5</sup>の研究や、南<sup>6</sup>による栄養教諭の現状とその課題について検討した報告がある。また、山田ら<sup>7</sup>は、兵庫県下の小学校の食教育の意識について報告している。栄養教諭制度が発足して日が浅いこともあり、食育基本法が施行された後の栄養教諭の現状や校長など管理者の考え、栄養教諭や栄養職員の配置状況が、食育にどのように影響を与えているのか、などを検討した研究報告は少ない。

そこで、本研究では、岡山県下の小学校の栄養教諭や学校栄養職員、校長を対象に食育の現場を調査することで、小学校における食育の現状を明らかにし、問題点を分析・評価することを試みた。基本法や栄養教諭制度は施行されて間がなく、現時点でこれらを評価することには問題があるにしても、教育機関における食育の現状を把握し分析することは、今後の食育推進のためにも意義あると考えられる。

#### [2]調査方法と結果の集計

#### 1]調査の方法と対象

岡山県小学校(431 校)の校長と、給食従事者である栄養教諭や学校栄養職員を対象に、平成19年9月にアンケート用紙を郵送し、10月15日までに返送してもらうよう依頼した。19年度の食育推進状況や組織づくり、現在の指導内容やその問題点、食育基本法の成立前後の食指導の変化、栄養教諭の配置についての必要性などを調査内容とした。

#### 2]調査結果の集計と統計処理

アンケートの回収率は、校長宛で60.3%(対象431に対して返信が260通)、給食従事者(栄養教諭ならびに学校栄養職員)では57.4%であった。ただし、給食従事者の回収率57.4%は、返信136通を配置人数(237名)で割って算出した。ただ、校長宛に同封したため、全ての学校栄養職員に渡っているとは限らない。また、回

答者が養護教諭など給食従事者でない場合もあったが、給食の実態 であるとしてそのまま集計した。

アンケート結果は、栄養教諭と学校栄養職員のどちらかが配置されているところ、両者とも配置がないところの3種の配置とともに、給食の形態が自校方式かセンター方式かの違いでクロス集計した。職種配置や給食形態に分けてクロス集計したのは、学校栄養職員の役割が、栄養教諭制度の発足にともなって、質的に大きく変わったことがある。学校栄養職員の役割については、昭和60年保健体育審議会の諮問を受けて、文部省体育局長が通達した「学校栄養職員の職務内容について」(昭和61年3月)に初めて規定された。この通達によって、学校栄養職員の職務内容が、学校給食に関する基本計画への参画、栄養管理、学校給食指導などとすることが明確にされた。

しかし、平成 17 年に栄養教諭制度が発足したことにより、学校 栄養職員が従来実施してきた学校給食における「参画」や「補佐」 は、栄養教諭が主体的に関わる職務内容に変わった。つまり、栄養 教諭は学級担任の補佐ではなく、栄養教諭自らが主体的に個別指導 を行うことができるようになった。そのため、食育推進は、栄養教 諭や学校栄養職員など職種の配置により、これまでより一層、影響 を受けることになった。そこで、栄養教諭や学校栄養職員の配置校、 配置なし校など職種別と、給食の形態が自校方式かセンター方式か の違いとでクロス集計した。アンケート結果はエクセルで集計し、 SPSS ソフトを用い <sup>2</sup>検定して関連を検討した。

#### 「3]調査の結果と考察

#### 1]栄養教諭配置状況

栄養教諭配置については、すべての義務教育校において給食を実施しているわけではないことや、地方分権の趣旨等から、栄養教諭の配置は地方自治体や設置者の判断によることとされている。また、公立小中学校の栄養教諭は県費負担教職員であることから、都道府県教育委員会の判断によって配置されることとなっている。

全国的に見た栄養教諭の配置は<sup>4</sup>、初年度の平成 17 年度には、34 人(4 都道府県)が配置され、平成 18 年度は 359 人(25 都道府県) 平成 19 年度に 986 人(45 都道府県)と推移している。すべてが、小学校に配属されているとして単純計算しても約 4%の充足率に過ぎない。岡山県では、平成 19 年に 9 名が配置されているにすぎない。学校栄養職員は 271 名であるが、小中学校に配置されているのは 197 名である。

## 2]調査結果及び考察

#### (1)アンケート回答者の所属と任務の状況

#### 1)所属・給食形態と栄養士配置の関係

岡山県の小学校では、給食形態が各小学校独自で給食を行っている学校(自校方式)と共同調理場の施設で数校の学校の給食を実施しているセンター方式がある。

アンケートに回答があった小学校における、校長宛のアンケート 結果から、給食形態の分布は、自校方式が48%、センター方式52% であった(表1)。校長のアンケート結果から、各小学校の給食形態 ごとの栄養士(栄養教諭ならびに学校栄養職員)の配置の分布は表 1の通りである。また、小学校への栄養士配置では、栄養教諭が配 置されている学校は9%で、学校栄養職員は40%、栄養士が配置されていない学校が51%となっている。

なお、岡山県では9名の栄養教諭が採用されているが、アンケートからは24校で栄養教諭の配置があるという結果であったのは、栄養教諭1名が複数の小学校を担当しているケースがあるためである。

表 1 給食形態別に見た栄養士の配置(校長アンケート) 実数

	総 数	自校方式	センター方式
配置	(n=254)	(n=121)	( n=133 )
栄養教諭配置	22	13	9
学校栄養職員配置	103	84	19
配置なし	129	24	105

表1には、給食の形態別に栄養士の配置を示した。学校栄養職員は自校方式で多い傾向にあり、自校でも栄養士の配置されていない学校も20%あることがわかった。また、栄養教諭の配置は、センター方式の小学校(7%)よりは、自校方式(11%)が、やや多かった(表1)。

#### 2)職種と給食形態との関係

アンケート記入者の職種は、栄養教諭が4%(5人) 学校栄養職員84%(102名)で、調理員とその他が15名であった。勤務している給食形態は、自校方式70%(85人)で、センター方式が30%(37人)であった(表2)。なお、1校親子方式があった。親子方式とは、ある自校方式校が他の学校に給食を提供する方式である。センター方式で勤務している学校栄養職員では担当校の数が2校~11校であり、2~3校を担当している栄養士が一番多く16校である。ただし、その学校栄養職員は所属する担当校が1校と決められている。

表2 アンケート回答者の職種(栄養士) 実数 栄養教 学校栄養 総計 調理師 その他 諭 職員 給食形態 (n=5)(n=122)(n=102)(n=2)(n=13)85 2 79 2 3 自校方式 センター方式 37 3 25 0 10

## (2)食育推進と推進組織の現状

食育基本法が施行された後の、食育推進活動についての設問では、施行前からすでに「積極的に推進している」と答えた校長が53%で、「食育基本法が施行された後、活動を推進している」との回答が22%、「検討中」16%、「今まで通り」9%であった(表3)。

ついで、食育の推進活動のための組織作りの設問では、施行前から「既に組織がある」が 43%、「新たに設置した」が 10%であり、「20年度から」や「今後考える」学校の合計が 23%であった(表 3)。「予定がない」と答えた校長が約 1/4(23%)もあったことから、まだまだ食育の必要性を認識していない校長がいることがわかる。 さらに、食育活動と組織作りをクロスすると(表なし) 食育の推進活動を既に進めている学校や食育基本法が施行されてから活動をはじめた学校において、食育のための「組織が既にある」という学校は半分

(前者 53、後者 47%)で、組織づくりを「予定していない」学校も20%程度(前者 21、後者 2 4%)あった。このことは食育推進の活動のために組織がなくてもよいと考える校長がいると推察される。「食育推進は今まで通り」という意見(9%)の校長で、「予定なし」が45%(10名)と食育推進を意識していない校長が少なくないことがわかる。ただし、組織が既にあると答えた校長が32%(7名)いることから、今までと変わらないと答えた校長の中に、既に食育を推進している学校も含まれていることになる。

#### 1)栄養士配置との関係

そこで、食育の推進にあたり、栄養士がどのような役割を果たし ているかどうかを見るために、栄養士の配置状況の違いで食育の推 進状況あるいは組織作りの状況に差があるかどうかをクロス集計 した。 <sup>2</sup>検定では、p<0.01で有意差が見られた(表3)。配置あり での推進状況を見ると、「積極的に推進」が、全体の53%に比べ、 67%と増加する。一方、配置なしでは、39%で減少しており、その 差は際立っている。それに比べ、栄養士配置なしでの食育の推進活 動は、検討中が 16%から 24%に増え、変わりないが 9%から 12% に増える。栄養士が配置されている学校において、食育の推進を積 極的に既に行っていることが分かる。さらに、組織の設定では、既 に組織もあると答えた校長が栄養士配置ありで、全体の 43%から 57%と高くなっている。配置なしでは、「今後作るが未定」が 18%か ら 26%に、「予定なし」が 23%から 30%と増加するなどの特徴があ る。組織を積極的に作ろうとする意見が少ないことがわかる。校長 の評価からは、栄養教諭や学校栄養職員など栄養士の配置の重要性 が明らかである。

表 3 栄養士配置の違いによる食育対策 (校長評価) (%)	)
--------------------------------	---

食育			配置	配置	
対策	内容	総計	あり	なし	2
		(n=255)	(n=128)	(n=127)	検定
	積極的に推進	53	67	39	
推進	施行後に活動	22	19	26	* *
状況	検討中	16	9	24	
	変わらない	9	5	12	
	組織設定した	10	11	10	
組織	既にある	43	57	30	
設定	20 年度より組織化	5	5	5	* *
HX.AL	作るが未定	18	11	26	
	予定なし	23	16	30	

「配置あり」の数は、栄養教諭と学校栄養職員の両者の合計 \*\* p<0.01

## 2)栄養教諭・学校栄養職員との関わり

さらに、栄養教諭と学校栄養職員の配置の有無と、食育推進活動 や組織作りの状況との関連を検討した。結果を表 4 に示した。表 4 では、表 3 の「配置あり」を、栄養教諭と学校栄養職員の配置の有 無に分けてクロス集計し直した。

表 4 で明らかなように、多くの項目で、栄養教諭と学校栄養職員 の間には大きな違いはなかった。また、学校栄養職員が配置されて いる学校で、既に組織があると回答した校長がやや多くなっていた が、学校栄養職員これまで小学校での食の指導を進めてきたことを 示唆している。

ただし、栄養教諭の配置されている学校で、基本法の施行前からすでに「積極的に推進している」学校は全体での67%から71%にわずかであるが増加した。検討中という消極的なケースは逆に9%から4%へと減少している。一方、組織作りにおいては、基本法が施行したことで新たに組織を作るという意見の学校が増える傾向にあることが分かる(11%から25%へと増加)。これらの結果は、管理者としての校長が、食育を推進する担い手として栄養教諭に期待していることを示している(表4)。

表 4 栄養教諭・学校栄養職員の有無による食育対策

化4 不良	次4 不食乳刷。子仅不食嘅員の自無による良自刈水					
食育対策	内容	総計	栄養 教諭	学校栄養 職員	2	
		(n=128)	(n=24)	(n=104)	検定	
	積極的に推進	67	71	66		
推進状況	施行後に活動	19	17	19	n.s.	
正是小儿	検討中	9	4	1	11.3.	
	変わらない	5	8	5		
	組織を設定	11	25	8		
	既にある	57	50	59		
組織設定	20 年度組織化	5	0	6	* *	
	作るが未定	11	8	12		
	予定なし	16	17	16		

\* \* p < 0.01

#### 3)給食形態との関係

給食形態の違いで食育推進活動の状況に差があるかどうかを検討した。自校方式の学校で積極的に食育を推進していると答えた校長が増える傾向があった(54%から65%)。検討中や変わらないとする回答は、全体より低い。一方、センター方式では、食育基本法が施行されてから活動を開始したとの答えが、自校方式よりは際立って増える傾向にあった(18%と25%)。

組織を設定しているかどうかでは、自校方式の学校ですでに組織が設定している、もしくは新たに設定したという回答が増える傾向にあった(前者は 43%から 55%、後者は 10%から 15%)。「今後作るが未定」、もしくは「予定なし」という意見がセンター方式の学校で増える傾向が見られた(18%から 29%、23%から 30%に増)。このことは組織を作り、食育を学校全体で進めていくのがセンター方式校より、自校方式の方が進めやすいことを示唆している。

#### (3)食育に関わる教育上の問題点と食育の関わり

#### 1)教育上の問題点

アンケートからの教育上の問題点を整理した。校長が児童の教育上の問題点としてあげたのは、生活リズムが乱れている(78%) 食事の偏食が多い(54%)、勉強に集中できない(51%)など、食生活や身体状況に関する回答が目立った。

栄養士の意見では食事の偏食が多い(61%)、食事のマナーが悪い(52%)や給食の残食が多い(41%)などをあげている。また、校長と同じく「生活のリズムが悪い」をあげているのが35%と多い。この

生活リズムが悪い児童が多いというのは食生活の乱れによる。

校長も栄養士も、「食事の偏食」が多い点について着目し、家庭での食生活や保護者が幼児・児童の食のあり方をどう考えているかが問題であると考えている。小学校だけでなく家庭における食育の重要性が問われている。

#### 2)食育指導の目標

各小学校が進める食育の内容の回答をまとめた。校長の回答では、「健全な発育・発達のための栄養」、「3食のバランスと習慣化」について食育指導しているとする回答が半分を占めている。「味覚の発達」が少ない。健全な味覚の発達がなければ食育も成立しない点で重要な項目であり、もう少し校長の関心が向けられても良い。「食糧自給率の向上」や「環境の調和・廃棄物の削減」、「農村漁村の活性化」などのテーマでの食育は進めていないことが分かったが、社会的な課題が軽視されている。次に示す、栄養士の回答と比べても少なすぎる。

栄養士の回答によると「健全な発育・発達のための栄養」、「3食のバランスと習慣化」、また「食事のマナーの習慣」を選んだ栄養士が60%程度であり、このことは前述した偏食が多い問題点と強く関連している。

#### (4)食育推進にかかわる環境

#### 1)食育推進環境と栄養士の関わり

食育を推進するためやその効果を高めるには、保護者の理解や家庭での食育、学校内や地域での連携が取れていることが重要となる。 そこで、これらを栄養士に質問し、クロス集計した(表5)。

表 5 職種別の食育推進環境の評価(栄養士による) (%)

20	40/11年70/07 区日1年75	~X-76-07 H 1 H	4 ( ) 1 > 52	TICO 0 )	<i>'</i>	( 10 )
推進		総計	栄養	学校栄	その	2
環境	評価		教諭	養職員	他	検定
		(n=123)	(n=5)	(n=107)	(n=11)	
保護	理解している	15	20	13	27	
者の	なんとなく	50	60	48	73	n.s.
理解	どちらとも	32	20	36	0	
	理解なし	3	0	4	0	
		( n=121 )	(n=5)	(n=105)	(n=11)	
	しっかり	4	0	3	18	
家庭	努力している	28	60	28	18	
で食	どちらとも	45	20	45	64	n.s.
育	変容は困難	21	20	24	0	
	改善なし	1	0	1	0	
		(n=116)	(n=5)	(n=100)	(n=11)	
学校	はい	88	100	87	91	
内の	いいえ	2	0	1	9	n.s.
連携	どちらとも	10	0	12	0	
		( n=117 )	(n=5)	(n=101)	(n=11)	
地域	はい	27	60	25	36	n.s.
連携	いいえ	73	40	75	64	

保護者が食育について理解しているかのどうかの設問に対しては、「理解している」保護者の割合は15%程度で、「なんとなく知っている」は50%と最も多く、「理解していない」保護者が3割いると栄養士が認識していることがわかった。また、家庭での食育のすすみ具

合では、「どちらともいえない」が 45%であるが、「努力している」と 感じている栄養士が多かった。学内の連携については、ほとんどの 栄養士はあると認識しており、栄養士を支える学内の連携が取れて いることが分かる(表5)。

アンケートの集計結果では、地域との連携については 27%と低く、今後の連携推進の努力を期待したい。しかし、栄養教諭の回答では連携が高いと認識する数が多い。これは、栄養教諭の業務に、学校、地域、家庭との連携指導が含まれて、従来の学校栄養職員の職務内容に比べその範囲が拡充されており、地域への食指導に貢献することが期待がされているとの栄養教諭の自覚が反映している。地域への食指導の担い手としての自覚と連携推進に努力していることが分かる。

これらの項目を、給食の形態別に集計してみたが、いずれの要因 との間にも有意の差は見られなかった。

#### 2)校長から見た地域連携

食育を進めるためは地域との連携がきわめて重要になる。管理者から見た地域との連携についての評価を校長に質問した結果をま とめた

既に連携していると答えた校長が1/4 あった。現在のところ連携を進めている小学校はまだ少ないことがわかる。栄養教諭が配置されている小学校の校長で多く(25%から36%に増) 学校栄養職員の配置校で減少した(25%から20%に減) 配置なしの小学校の校長では、連携が必要であるとする意見が増えた(39%から42%に増)これらの結果からは、地域への連携は栄養教諭が担っていると校長が認識していることが示唆される。

いずれの項目も、連携と給食形態とのかかわりについての有意差は見られなかった。

#### (5)食育指導効果と栄養士の関わり

食育指導を効果的に進めるためには、栄養士が指導効果の確認を 行い、指導後の調査や保護者への働きかけが重要となる。これらの 実情を質問した回答をクロス集計した。

食育がどのように児童に理解されているか確認するためには、その効果を客観的に評価する必要がある。指導の効果についての回答の集計を表6に示した。

表 6 職種別に見た食の指導効果の評価(栄養士による) (%)

				学校栄養		2
	評価	総計	栄養教諭	職員	その他	検定
		(n=115)	(n=4)	(n=100)	(n=11)	
指導の効果	手応あり	10	50	10	0	n.s.
旧等の別木	少しある	61	25	62	64	11.5.
	効果なし	29	25	28	36	
お前後の知		(n=113)	(n = 4)	(n=98)	(n=11)	
指導後の調	はい	(n=113) 25	(n = 4) 25	(n=98) 27	(n=11) 9	n.s.
指導後の調査の実施		,	` ,	` ,	` ,	n.s.
査の実施	はいいえ	25 75	25	27 73	9 91	n.s.
査の実施 保護者への	はいいえ	25 75	25 75	27 73	9 91	n.s.
査の実施	はいいえ	25 75 (n=113)	25 75 (n = 4)	27 73 (n = 98)	9 91 (n=11)	

指導効果があると答えた栄養士は約70%(10%+61%)である。

食に関する指導は食育基本法以前より学校栄養職員が進めてきた 歴史と実績があるので、実施した指導が効果的だったと強く確信し ていることが伺われる。栄養教諭は食の指導の効果に、手応えを感 じている(10%から 50%に増)。一方、学校栄養職員の自己評価は 消極的で(10%)、「少しある」という答えが多くなる傾向にあった (62%)。栄養教諭と学校栄養職員の違いによるクロス集計を行っ たが、いずれも有意差は見られなかった。

指導後の調査は、75%の栄養士が行っていないことが分かった。このことは、表6のように判断しているにも関わらず、栄養士が食育指導の効果検証を、十分に確認していなかったことになり、効果判断の根拠が乏しいといえる。指導効果を上げるための保護者への支援は、ほとんどの栄養士でおこなっていた。給食形態別で検討したが、関連は見られなかった。

#### (6)食育基本法の施行による食育への影響

#### 1)食育基本法の施行による食指導の変化

基本法の制定以前からも、小学校の給食業務の中に、食教育と栄養指導が謳われていて、すでに長年にわたり実施されてきた。平成18年食育基本法が施行され、より一層小学校での、食のあり方、食の指導の重要性が問われるようになった。そこで、校長へのアンケートで、基本法制定前とその後で食指導に関する時間、回数、教科に変化があるかどうかを質した。表7に示すようなアンケート結果が得られた。校長の評価では、指導時間、回数、教科とも減ったという意見はなく、変わらないが50%前後で、増えたが30%~40%であった。有意差は見られなかったが、時間、回数、教科などすべての項目で「増えた」とする校長の評価があり、栄養教諭>栄養職員>配置なしの順に増える傾向が見られた。当然の事ながら、「変わらない」は逆の順序になる。校長は、栄養教諭の配置でやや指導時間、回数、科目等が増えているとして、栄養教諭による指導効果を高く評価している。

<b>=</b> 7	脚種 川の今の七道の亦(ル)	(抗ししょうが無)	(0/)
বহ /	職種別の食の指導の変化(	(仪伎による評価)	(%)

'			栄養教	学校栄	配置	2
食指導	評価	総計	諭	養職員	なし	検定
		(n=253)	(n=23)	(n=105)	(n=125)	
指導	変わらず	57	48	56	60	n 0
時間	増えた	39	52	41	34	n.s.
	不明	4	0	3	6	
		(n=253)	(n=22)	(n=105)	(n=125)	
指導	変わらず	54	45	55	56	
回数	増えた	42	55	42	39	n.s.
	不明	4	0	3	6	
		(n=252)	(n=23)	(n=103)	(n=126)	
指導	変わらず	65	61	66	66	
科目	増えた	30	39	30	28	n.s.
	不明	5	0	4	6	

栄養士の自己評価を表8に示した。栄養教諭の場合は、「増えた」が60%~80%と顕著になる。特に指導教科の項目では、有意差が見られた。栄養教諭はその役目上、増やす努力をすることが求められているし、栄養教諭自身も努力したとの認識が強かったためでもある。一方、学校栄養職員が同じ設問に回答した結果を見ると、総計では、「増えた」が20%~30%であり、校長の評価よりも低い。学校栄養職員の場合には、置かれている立場から考えても、食育を主体的に推進できる環境がなかったためとも考えられる。学校栄養職員の目標設定が高いため数値が低く、一方で、校長は学校栄養職員の職務を良く評価しているためとも分析できる。

形態別のクロス集計の結果では、校長は自校方式の方がわずかに増えたと認識しているが、栄養士は、センター方式で、増えていると考えており、両者の評価は乖離している。さらに、自校方式の栄養士と比べ、センター方式の栄養士は、指導時間と回数、教科ともに、増えたと評価している。これは、自校方式の小学校では、食育基本法施行前から指導を行っており、施行後との違いがなかったが、センター方式校では、基本法の影響を受けやすい環境にあったためと考えられる。いずれも、有意の差は見られなかった。

表 7、8 からは、有意の差がある結論は導き出せなかったが、基本法の施行から間がなく、これらの評価には時間がかかると考えられる。

表 8	職種	別の食	指導	の変値	化(栄養士	による評	価)	(%)
						学校栄		
食指導	評	価	総	計	栄養教諭	養職員	その他	2
-			(n=	122)	(n=5)	(n=104)	(n=13)	検定
	変わら	らず	6	0	40	63	40	
指導時間	増えた	Ė	2	2	60	18	40	n.s.
	不明		1	8	0	19	20	
	変わら	らず	5	8	40	60	40	
指導回数	増えた	È	2	7	60	23	50	n.s.
	不明		1	5	0	17	10	
	変わら	らず	6	3	20	64	70	
指導教科	増えた	Ė	2	3	80	21	10	*
	不明		1	5	0	15	20	0

<sup>\*</sup> p<0.05

#### 2)保護者との関わりの変化

基本法施行後の、保護者との関わりの変化について検討した。校長によると、総数で「増えた」という評価が半数で、今までと「変わらない」という認識も半数近かった。栄養士配置の有無では、栄養教諭の配置校では、「保護者との関わりが増えた」と認識する校長が増加した。有意差はみられなかった(表 9)。また、自校方式とセンター方式では、大きな変化は見られなかった。

表 9 保護者との関わり変化の校長による評価(職種配置別 (%)

				•	
			学校栄		
保護者と	総計	栄養教諭	養職員	配置なし	2
の関わり	(n=253)	(n=24)	(n=104)	(n=125)	検定
変わらず	46	42	50	44	
増えた	50	58	44	54	n.s.
不明	4	0	6	2	

また、栄養士の評価では、「増えた」という評価は、栄養教諭で多い(60%)。学校栄養職員では「変わらない」が最も多く63%となった。「増えた」という認識は、校長では50%と評価しているが、担当者である栄養士の自己評価は28%と低くかった。有意差はなかったとはいえ、両者の評価の開きは興味深い。給食の形態での違いは見られなかった。

#### (7)食育推進の指導体制のあり方と課題

#### 1)指導体制の整備とあり方(校長)

食育を進める上で指導体制の整備とあり方について集計した。校長による優先順位付けでは、1位が内容の理解とあり方、ついで保護者の自覚、組織作りとなった。2位は教員の研究、実績、保護者の積極的な行動とある。また、3位は教員の自覚であった。これらの結果は、食育の内容やあり方の理解が学校現場で未だ不十分であること、また、保護者の食育に対する理解や姿勢を深める必要があると校長が考えていることがわかる。

#### 2)食育を進める上で強化するべき課題(栄養士)

食育を進める上で強化するべき課題について、栄養士からの回答を集計した。栄養士は、食育を進めるために必要なことのトップに、食育推進のための組織作りを上げた。ついで指導力の向上や、指導内容の見直しなどをあげている。栄養士が食育の推進の担い手になり、コーディネートする役割であることから、組織を作ることの必要性を強く認識している結果であると考えられる、また、食育基本法が発足して、まだ日が浅く、指導計画や指導力が不足していると認識していると推察できる。

#### (8)栄養教諭のあり方

## 1)望ましい栄養教諭の配置

望ましい栄養教諭の配置については、校長は、各校に1人は必要と答えたのが36%で、数校に1人でよいと答えた校長が37%、今までの栄養職員でよいと答えた校長が、10%いた(表10)。各校に1人必要とする校長の意見が、栄養教諭配置校で36%から50%と大幅に増加している。学校栄養職員配置校でも、各校に1人必要とする意見が、36%から45%へと増加した。栄養士配置校の校長は、栄養士配置の良さを実感していることが分かる。配置のない学校では、9割の校長が栄養教諭の配置を希望している。数校に1人必要と考える校長が多い(42%)、栄養教諭が配属されなくても「栄養職員のままで良い」とする校長が、総数の10%もあることは意外な結果である。学校栄養職員の配置校で10%から14%に増えている。現状のままの学校栄養職員の配置で良しとする校長が多いことを示している(表10)。

栄養士自身は、多くが「各校に1人」の配置を支持している。栄養教諭は、当然のことながら、100%で「各校に1人」必要と答えた。「配置すべきとは言えない」とする学校栄養職員の消極的な意見が6%もあり注目に値する。(表11)。

栄養教諭の配置に関して、校長と栄養士の間でクロス集計した結果を表 12 に示した。各校に 1 人必要とする意見は校長で 36%である一方、栄養士では 66%と際立った差が見られた。しかし、数校に 1 人とする意見を加えると栄養教諭を必要とする校長は 73%になり、必要性は校長も認識していることがうかがえる。栄養士では、各校に 1 人必要とする意見が 65%と多く、数校に 1 人とする意見を

表 10 望ましい栄養教諭の配置(校長から) (%)

		栄養教	学校栄養		
栄養教諭の配置	総計	諭	職員	配置なし	2
	( n=242)	(n=22)	(n=99)	(n=121)	検定
各校に1人	36	50	45	25	
数校に1人	37	32	31	43	
センター1人	15	14	6	23	* *
数十校に1人	2	0	3	1	
学校栄養職員でよい	10	5	14	8	

\* \* p < 0.01

表 11 望ましい栄養教諭の配置(栄養士から) (%)

		栄養教	学校栄養		
栄養教諭の配置	総計	諭	職員	その他	2
	( n=114 )	(n=5)	(n=98)	(n=11)	検定
各校に1人	66	100	69	18	
数校に1人	25	0	22	55	
センター1 人	4	0	1	27	* *
数十校に1人	1	0	1	0	
配置すべきと言えず	5	0	6	0	

\* \* p < 0.01

表 12 望ましい栄養教諭の配置(校長と栄養士の比較)(%)

栄養教諭の配置	総計	校長	栄養士	2
	(n=356)	(n=242)	(n=114)	検定
各校に1人	45	36	66	
数校に1人	33	37	25	
センターに 1 人	11	15	4	* *
数十校に1人	1	2	1	
学校栄養職員でよい	9	10	5	

\* \* p < 0.01

加えると9割近くになる。両者の間には、配置数に差が見られるが、 校長の場合、経営面や教員配置のバランスを考慮した経営的な判断 結果であろうとも推察できる。

#### 2)栄養教諭に期待されること

校長と栄養士が栄養教諭に期待する点では、校長と栄養士のいずれも、「教員や児童への指導が可能である」とする意見が最も多かった。ついで、校長では「保護者への支援」であり、栄養士は「栄養教諭が個人指導を出来ること」であった。

#### [4]まとめ

岡山県下の小学校での食育活動がどのような現状にあり、校長など管理者の考え、栄養教諭や栄養職員の配置とその指導内容が如何に食育とかかわっているのかなどを調査することで、食育推進の活動の問題点や今後の課題を探ることが出来た。調査結果のクロス集計から、次のようなことがわかった。

#### 1)食育推進、組織

栄養士配置校では、積極的に食育推進の活動を進めており、校長の評価が高い。特に栄養教諭配置校の校長で評価か高い。一方、学校栄養職員配置ありの校長の評価は低くなる。配置なし校の校長は、消極的な評価をしている。食育推進のための組織作りでは、栄養士配置校では、組織が既にある学校が多い。「組織作りの予定なし」と答えた校長は、配置なし校で増えた。さらに、栄養教諭配置ありの校長では組織作りの評価も高い。給食形態別では、食育推進、組織作りともに自校方式で校長が高く評価した。

#### 2)教育上の問題点と食育内容

校長、栄養士ともに、「健全な発育・発達のための栄養」、「3食のバランスと習慣化」を食育指導目標に多くあげている。背景には、児童の教育上の問題点として「生活リズムの乱れや偏食」など懸念される課題がある。

#### 3)食育環境の評価

栄養教諭は、食育環境(保護者理解、家庭での食育努力、地域、 学内の連携など)を高く自己評価した。学校栄養職員では、評価が 低めになる。これらは、食育推進の役割が2元化していることを反 映している。

## 4)食の指導の効果

栄養教諭は、手応えを感じていると答えており、学校栄養職員は 効果が「少しある」と消極的な回答が多い。ところが、効果の判断を しているにも関わらず、指導後調査は十分でない。効果判断の根拠 が乏しいといえる。

#### 5)保護者や地域との連携

連携の進展は不十分ではあるが、栄養教諭が積極的に取り組んでおり、校長は、地域への連携は栄養教諭が担っていると強く認識していることが分かった。

#### 6)基本法施行による影響

指導時間や回数、教科の変化は「変わらない」が半数を占め、「増えた」は 1/3 である。「増えた」と評価した校長は、栄養教諭配置校の校長が多い。配置なし校や学校栄養職員配置校の校長では、「変わらない」とする評価が、栄養教諭配置校の校長より多い。「保護者の関わり」が増えたとする評価は栄養教諭で多くなった。

## 7)食育推進の体制

校長は、食育の内容やあり方の理解が学校現場で不十分であること、保護者の食育に対する理解や姿勢を深める必要性を指摘した。 栄養士は、「組織作りと指導力とその向上」が重要とした。

#### 8)望ましい栄養教諭配置

各校に1人の栄養教諭配置が必要であると答えたのは、校長より も栄養士が顕著に多い。1人/校は、栄養教諭配置校の校長や栄養 教諭に多い。学校栄養職員配置の校長では、1人/校が減り、1人 /数校が増える。学校栄養職員も同様に答えている。

#### [5] 結論

本研究で、栄養士の配置が食育の成果を左右していることが改めて確認できた。とりわけ栄養教諭が食育推進に果たす役割に評価が高かった。栄養教諭制度により、食育担当者とその役割が明確になったことが反映している。

一方で、学校栄養職員の消極的な自己評価が調査項目に散見された。栄養教諭制度の導入により、学校における食育担当者が、栄養教諭と学校栄養職員に2元化したことに原因がある。制度導入により、学校栄養職員の食育に果たす役割が不明確になり、学校栄養職員による食育推進の環境に逆効果をもたらしている。2元化のプラス面とマイナス面の再検討が今後の課題であろう。

食育推進活動に対する校長の評価(認識)と栄養士の自己評価(認識)に、一部開きがみられた。校長の食育に対しての理解不足もあるが、この差を埋めることが今後の食育推進の課題となる。一つの方策は、食育推進の体制作りである。それには保護者の協力が不可欠となる。協力を得るためにも食育の効果を上げないと有効な食育活動は望めない。

これら課題の解決と効果的な食育推進は、現学校栄養職員の栄養 教諭への配置転換などを含めた栄養教諭の配置増なしには実現で きないだろう。

## [6]謝辞

この調査にアドバイス頂きました津山市教育委員会ならびにアンケート調査にご協力いただいた岡山県下の小学校長と栄養教諭、学校栄養職員の皆様方に深く感謝申し上げます。

#### [7] 参考文献

- 1)内閣府,平成18年度版食育白書,社団法人時事画報社,p2(2006)
- 2)内閣府,平成18年度版食育白書,社団法人時事画報社,p27(2006)
- 3)文部科学省,「栄養教諭制度概要」(2004)
- 4)文部科学省,食に関する指導の手引き,「栄養教諭の配置状況」 (2007)
- 5) 斎藤尚子, 学校における食教育と栄養教諭のあり方について -青森県における学校栄養職員の栄養教諭制度における意識から, 弘前大学教育学部紀要, No. 97, p69-75 (2007)
- 6)南 江美子,福島県での学校栄養職員の現状と栄養教諭としての課題, Bulletin of Sakura no Seibo Junior College, No.31, p97~104(2007)
- 7)山田晴香,合田清,野口孝則,兵庫県下の小学校の食教育の意識 について,第1回日本食育学会総会学術大会抄録,p52(2007)